

# 令和4年5月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

# 令和4年5月定例教育委員会提出案件

(令和4年5月20日提出)

## (議案事項)

議第11号	令和4年度6月補正予算（第1号）について	P 1
議第12号	中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P 7
議第13号	中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例施行規則及び中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則の一部改正について	P 13
議第14号	工事請負契約の締結について（三総運工第1号 三光総合運動公園多目的広場災害復旧工事）	P 21
議第15号	令和4年度中津市教育委員会の施策について	P 25

令和4年度6月補正予算（第1号）について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年5月20日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	7,909,115	97,715	8,006,830
	1 国庫負担金	5,797,559	81,247	5,878,806
	2 国庫補助金	2,079,993	16,468	2,096,461
18	寄附金	303,404	198	303,602
	1 寄附金	303,404	198	303,602
19	繰入金	1,661,708	9,000	1,670,708
	1 基金繰入金	1,632,549	9,000	1,641,549
21	諸収入	427,558	15,000	442,558
	5 雑入	355,121	15,000	370,121
	歳入合計	43,120,969	121,913	43,242,882

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	16,855,223	22,143	16,877,366
	1 社会福祉費	7,319,146	7,623	7,326,769
	2 児童福祉費	7,484,625	14,520	7,499,145
4	衛生費	4,981,892	108,554	5,090,446
	1 保健衛生費	2,416,637	108,554	2,525,191
7	商工費	937,497	9,000	946,497
	1 商工費	937,497	9,000	946,497
10	教育費	3,757,409	6,198	3,763,607
	2 小学校費	699,196	198	699,394
	5 社会教育費	933,764	6,000	939,764
	歳 出 合 計	43,120,969	145,895	43,266,864

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	7,909,115	97,715	8,006,830
	1	国庫負担金	5,797,559	81,247	5,878,806
	1	民生費国庫負担金	5,614,078	1,311	5,615,389
	2	衛生費国庫負担金	142,547	79,936	222,483
	2	国庫補助金	2,079,993	16,468	2,096,461
	2	民生費国庫補助金	825,441	7,850	833,291
	3	衛生費国庫補助金	618,055	8,618	626,673
18		寄附金	303,404	198	303,602
	1	寄附金	303,404	198	303,602
	5	教育費寄附金	301	198	499
19		繰入金	1,661,708	9,000	1,670,708
	1	基金繰入金	1,632,549	9,000	1,641,549
	7	地域振興基金繰入金	307,044	9,000	316,044
21		諸収入	427,558	15,000	442,558
	5	雑入	355,121	15,000	370,121
	3	雑入	355,114	15,000	370,114

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	1,311	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金	1,311
1 保健衛生費負担金	79,936	新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金	79,936
2 児童福祉費補助金	7,850	保育対策総合支援事業費補助金	7,850
1 保健衛生費補助金	8,618	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	8,618
4 小学校費寄附金	198	小学校指定寄附金	198
1 地域振興基金繰入金	9,000	地域振興基金繰入金	9,000
9 雑入	15,000	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	15,000

10款 教育費  
2項 小学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	3,757,409	6,198	3,763,607			198	6,000
	2	小学校費	699,196	198	699,394			198	
		1 学校管理費	319,675	198	319,873			198	
								寄附金 198	

節		区 分	金 額	説 明
11	需用費		100	<b>001 小学校管理事業費</b> 11 需用費 (消耗品費)
18	備品購入費		98	18 備品購入費 (管理備品)
				<b>198</b> (100) 98 (98)

10款 教育費  
5項 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	3,757,409	6,198	3,763,607			198	6,000
	5	社会教育費	933,764	6,000	939,764				6,000
	4	文化財保護費	287,247	6,000	293,247				6,000

節		説 明
区 分	金 額	
19	負担金補助及び交付金	<b>003 文化財保護事業費</b> 19 負担金補助及び交付金 (施設整備負担金)
	6,000	<b>6,000</b> 6,000 (6,000)



中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例の一部改正に  
ついて

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年5月20日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

# 中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例の概要

## 1. 提案理由

「中津市適応指導教室ふれあい学級」を「中津市教育支援センターふれあい学級」と改名し、一人ひとりの社会的自立を目指し、さらに取り組みを充実させるもの

## 2. 内容

- ・ 名称を「中津市適応指導教室ふれあい学級」から「中津市教育支援センターふれあい学級」に変更する。
- ・ ふれあい学級の目的として「集団生活への適応及び社会的な自立」を明記する。

## 3. 施行期日

公布の日

教育委員会 学校教育課 学校教育係 (内線 495)
-------------------------------

議第 号

中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例の一部改正について

中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

### 記

中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例（平成6年中津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第1条中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第2条第1項中「適応指導教室」を「教育支援センター」に、「適応指導を通して、不登校児童生徒を早期に学校へ復帰させる」を「集団生活への適応及び社会的な自立を支援する」に改める。

第3条第1項中「管理、運営は」を「管理及び運営は、」に改め、同条第2項本文を次のように改める。

ふれあい学級の休業日は、学校（中津市立小学校又は中津市立中学校をいう。）の例による。

第4条の見出し中「、嘱託指導員、指導助言者及び協力者」を「及び指導助言者」に改め、同条中「、嘱託指導員、指導助言者及び協力者を置く」を「及び指導助言者を置くことができる」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 説 明

ふれあい学級の正式名称を変更するとともに目的として不登校児童生徒への支援を明示する等のため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例

改正後	改正前
<p>中津市<u>教育支援センター</u>の設置及び管理に関する条例 (設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>名称 中津市<u>教育支援センター</u>ふれあい学級</p> <p>位置 略</p> <p>(目的及び事業)</p> <p>第2条 中津市<u>教育支援センター</u>ふれあい学級(以下「ふれあい学級」という。)は、不登校児童生徒の<u>集団生活への適応及び社会的な自立を支援する</u>ことを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>(管理及び運営)</p> <p>第3条 ふれあい学級の<u>管理及び運営は、教育委員会が行う。</u></p> <p>2 <u>ふれあい学級の休業日は、学校(中津市立小学校又は中津市立中学校をいう。)の例による。</u>ただし、教育委員会が必要に応じて、休業日を変更することができる。 (指導員及び指導助言者 )</p> <p>第4条 ふれあい学級に<u>指導員及び指導助言者を置くことができる</u>。</p>	<p>中津市<u>適応指導教室</u>の設置及び管理に関する条例 (設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>名称 中津市<u>適応指導教室</u>ふれあい学級</p> <p>位置 略</p> <p>(目的及び事業)</p> <p>第2条 中津市<u>適応指導教室</u>ふれあい学級(以下「ふれあい学級」という。)は、不登校児童生徒の<u>適応指導を通して、不登校児童生徒を早期に学校へ復帰させる</u>ことを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>(管理及び運営)</p> <p>第3条 ふれあい学級の<u>管理、運営は 教育委員会が行う。</u></p> <p>2 <u>休業日は、中津市立学校管理規則(昭和33年中教規則第1号)第3条第1項各号に定める日及び毎週土曜日とする。</u>ただし、教育委員会が必要に応じて、休業日を変更することができる。 (指導員、嘱託指導員、指導助言者及び協力者)</p> <p>第4条 ふれあい学級に<u>指導員、嘱託指導員、指導助言者及び協力者を置く。</u></p>

中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例施行規則及び中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年5月20日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

# 中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例施行規則及び中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則の一部を改正する規則の概要

## 1. 提案理由

「中津市適応指導教室ふれあい学級」を「中津市教育支援センターふれあい学級」と改名する条例を令和4年6月議会に提出予定であり、これを引用している2つの規則の該当部分を改正するほか、所要の改正を行う。

## 2. 内容

規則で引用している「中津市適応指導教室ふれあい学級」という名称を「中津市教育支援センターふれあい学級」に変更するものほか、所要の改正を行う。

## 3. 施行期日

公布の日（条例の公布の日と同日を予定）

教育委員会 学校教育課 学校教育係 (内線 495)
-------------------------------

中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例施行規則及び中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例施行規則及び中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則の一部を改正する規則

(中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例施行規則(平成6年中教規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例」を「中津市教育支援センターの設置及び管理に関する条例」に改める。

第2条第2号中「に対する集団生活への適応指導及び学習指導」を「の集団生活への適応及び社会的な自立に向けた支援並びに学習支援」に改め、同条第3号中「や保護者等」を「、保護者等」に改め、同条第4号中「適応指導」を「集団生活への適応及び社会的な自立」に改める。

第4条を削る。

第5条(見出しを含む。)中「囑託」を削り、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「(指導助言者の職務)」に改め、同条第1号中「、ふれあい学級」を「及び中津市教育支援センターふれあい学級(以下「ふれあい学級」という。)への」に改め、同条第2号中「教職員保護者等」を「教職員、保護者等」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「の構成」を削り、同条中「で構成する」を「の中から教育委員会が適当と認める者をもって充てる」に改め、同条を第6条とする。



第8条及び第9条を削る。

第10条中「管理運営」を「管理及び運営」に改め、同条を第7条とする。

(中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則の一部改正)

第2条 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則（平成16年中教規則第5号）

の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「置く」を「を置く」に改める。

第5条中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第13条中「の所管する課」を「を所管する課」に改め、同条の表中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

○中津市適応指導教室の設置及び管理に関する条例施行規則（第1条関係）

改正後	改正前
<p>中津市<u>教育支援センター</u>の設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>中津市教育支援センターの設置及び管理に関する条例</u>（平成6年中津市条例第11号）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指導員の職務)</p> <p>第2条 指導員は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>不登校児童生徒の集団生活への適応及び社会的な自立に向けた支援並びに学習支援</u></p> <p>(3) <u>教職員、保護者等</u>に対する啓発活動</p> <p>(4) <u>不登校児童生徒の集団生活への適応及び社会的な自立に関する調査研究</u></p> <p>(削る。)</p>	<p>中津市<u>適応指導教室</u>の設置及び管理に関する条例施行規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>中津市適応指導教室</u>の設置及び管理に関する条例（平成6年中津市条例第11号）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指導員の職務)</p> <p>第2条 指導員は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>不登校児童生徒に対する集団生活への適応指導及び学習指導</u></p> <p>(3) <u>教職員や保護者等</u>に対する啓発活動</p> <p>(4) <u>不登校児童生徒の適応指導</u>に関する調査研究</p> <p>(嘱託指導員の職務)</p> <p>第4条 <u>嘱託指導員は、指導員の監督を受け、次の職務を行う。</u></p> <p>(1) <u>不登校児童生徒に対する集団生活への適応指導及び学習指導</u></p> <p>(2) <u>教育相談、啓発活動及び調査研究等の支援</u></p>
<p>(<u>指導員の資格</u>)</p> <p>第4条 <u>指導員は、教員免許状又はカウンセリング等に関する資格を有しなければならない。</u></p> <p>(指導助言者の職務)</p>	<p>(<u>嘱託指導員の資格</u>)</p> <p>第5条 <u>嘱託指導員は、教員免許状又はカウンセリング等に関する資格を有しなければならない。</u></p> <p>(指導助言者)</p>
<p>第5条 指導助言者は、次の職務を行う。</p> <p>(1) <u>不登校児童生徒の指導援助の在り方及び中津市教育支援センターふれあい学級（以下「ふれあい学級」という。）への入級の判定について</u>の助言</p> <p>(2) <u>教職員、保護者等</u>に対する啓発活動の援助</p>	<p>第6条 指導助言者は、次の職務を行う。</p> <p>(1) <u>不登校児童生徒の指導援助の在り方、ふれあい学級</u>入級の判定についての助言</p> <p>(2) <u>教職員 保護者等</u>に対する啓発活動の援助</p>

改正後	改正前
<p>(3) 略 (指導助言者_____)</p> <p>第6条 指導助言者は、病院、大学、児童相談所等の学識経験者の中から<u>教育委員会が適当と認める者をもって充てる。</u></p> <p>(削る。)</p>	<p>(3) 略 (指導助言者の<u>構成</u>)</p> <p>第7条 指導助言者は、病院、大学、児童相談所等の学識経験者<u>で構成する。</u></p> <p>(協力者)</p> <p>第8条 協力者は、次の職務を行う。</p>
<p>(削る。)</p>	<p>(1) 事業の全体計画や実施、運営に必要な事項についての検討</p> <p>(2) 事業の実施・運営に対する協力</p> <p>(協力者の構成)</p> <p>第9条 協力者は10人以内とし、中津市PTA連合会、校長会、教頭会、中津市小中学校生徒指導連盟、養護教諭部会の各機関及び教員代表、教育委員会学校教育課指導係で構成するものとする。</p>
<p>(委任)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、ふれあい学級の<u>管理及び運営</u>に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、ふれあい学級の<u>管理</u> <u>運営</u>に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

新旧対照表

○中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則（第2条関係）

改正後	改正前																
<p>(教育次長等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前条第2項の表課その他の機関の欄に掲げる各課に課長を、館に館長を置き、同条第3項の表機関の欄に掲げる室に室長を、館に館長を置く。</p> <p>3～6 略</p> <p>(学校教育課の分掌事務)</p> <p>第5条 略</p> <p>学校教育係</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>学校指導係</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 中津市<u>教育支援センター</u>ふれあい学級の管理及び運営に関すること。</p> <p>(13)～(16) 略</p> <p>学校保健係</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(教育機関)</p> <p>第13条 委員会の所管する教育機関は、学校等を除き、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該教育機関を所管する課その他の機関は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育機関</th> <th style="text-align: center;">所管する課その他の機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中津市<u>教育支援センター</u>ふれあい学級</td> <td>学校教育課</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関	所管する課その他の機関	中津市 <u>教育支援センター</u> ふれあい学級	学校教育課	略		略	略	<p>(教育次長等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前条第2項の表課その他の機関の欄に掲げる各課に課長を、館に館長を置き、同条第3項の表機関の欄に掲げる室に室長を、館に館長を置く。</p> <p>3～6 略</p> <p>(学校教育課の分掌事務)</p> <p>第5条 略</p> <p>学校教育係</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>学校指導係</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 中津市<u>適応指導教室</u>ふれあい学級の管理及び運営に関すること。</p> <p>(13)～(16) 略</p> <p>学校保健係</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(教育機関)</p> <p>第13条 委員会の所管する教育機関は、学校等を除き、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該教育機関の所管する課その他の機関は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育機関</th> <th style="text-align: center;">所管する課その他の機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中津市<u>適応指導教室</u>ふれあい学級</td> <td>学校教育課</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関	所管する課その他の機関	中津市 <u>適応指導教室</u> ふれあい学級	学校教育課	略		略	略
教育機関	所管する課その他の機関																
中津市 <u>教育支援センター</u> ふれあい学級	学校教育課																
略																	
略	略																
教育機関	所管する課その他の機関																
中津市 <u>適応指導教室</u> ふれあい学級	学校教育課																
略																	
略	略																

工事請負契約の締結について（三総運工第1号 三光総合運動  
公園多目的広場災害復旧工事）

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年5月20日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

議第 号

工事請負契約の締結について（三総運工第1号 三光総合運動公園多目的広場  
災害復旧工事）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第  
67号）第96条第1項第5号の規定により、議決を求める。

令和 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

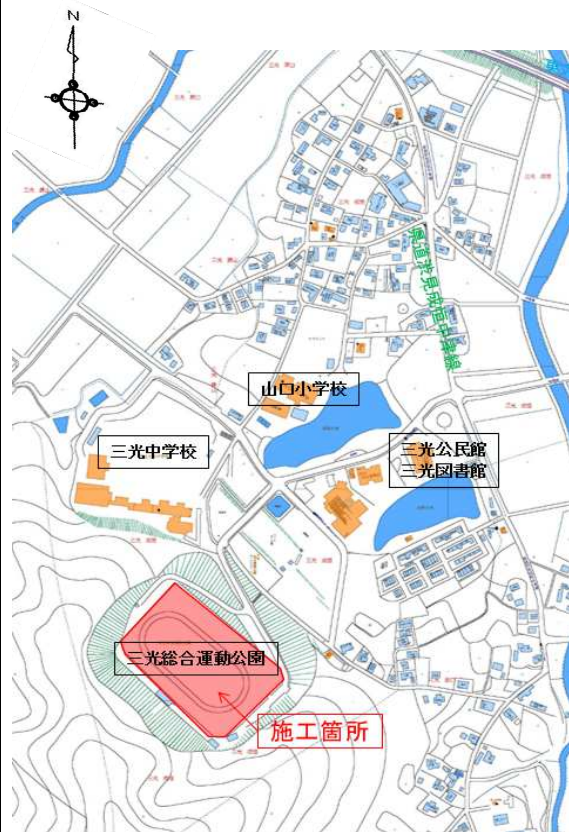
記

- |            |   |
|------------|---|
| 1. 契約の目的   | 三総運工第1号 三光総合運動公園多目的広場災害復旧工事   |
| 2. 契約の方法   | 指名競争入札  |
| 3. 契約の工事場所 | 中津市三光成恒 地内  |
| 4. 契約の金額   | 176,569,503円  |
| 5. 工事の概要   | 公園土工 一式<br>園路広場整備工 一式<br>グラウンド・コート舗装工 4,774㎡<br>グラウンド・コート施設整備工 4,570㎡ |
| 6. 契約の相手方  | 東亜道路工業・佐々木工業特定建設工事共同企業体   |

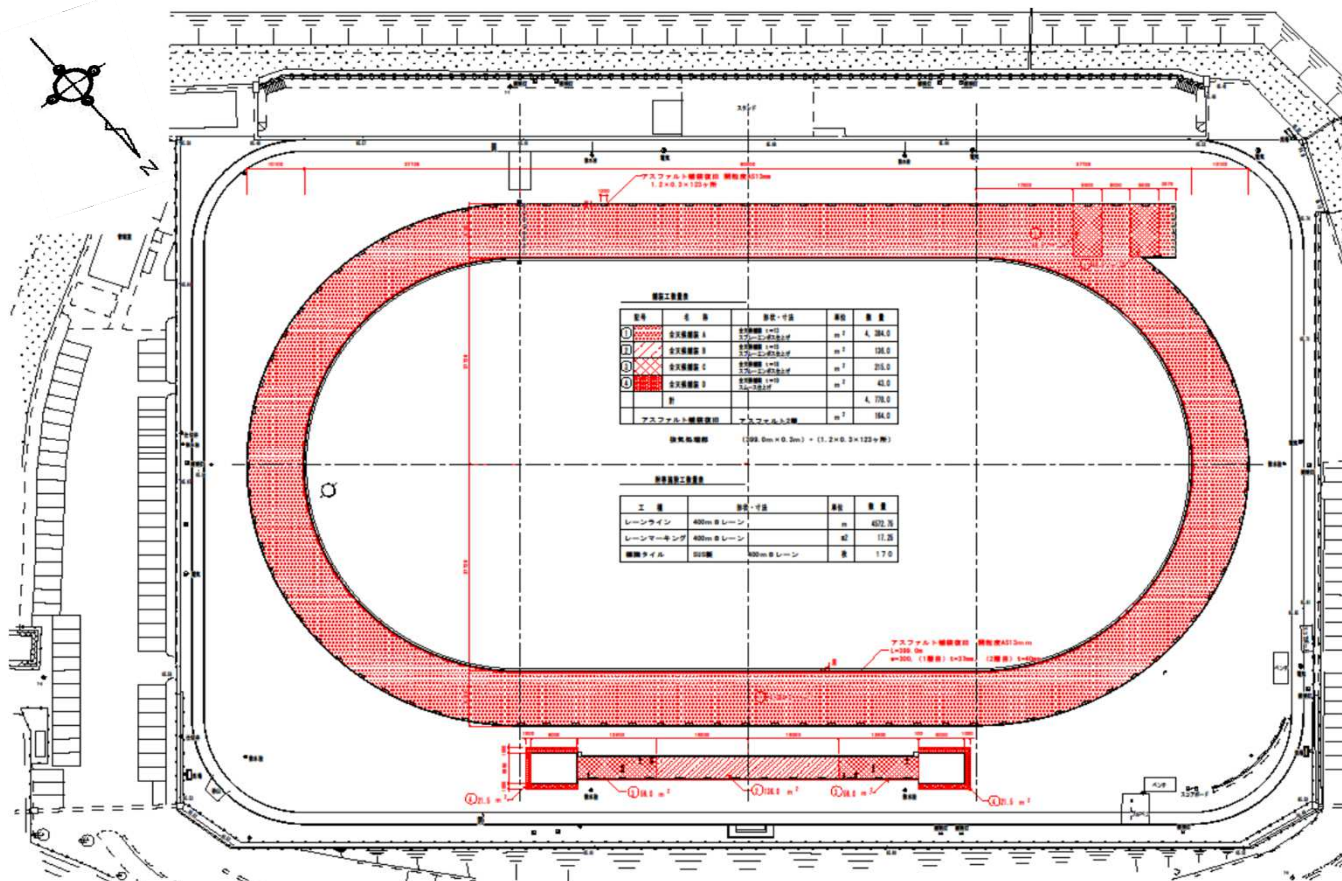
説 明

三光総合運動公園多目的広場災害復旧工事の請負契約を締結したいので提出する。

年度	工事名	工事場所	概要
令和4年度	三総運工 第1号 三光総合運動公園多目的広場災害復旧工事	中津市 三光成恒 地内	グラウンド・コート施設災害復旧工事 全天候型舗装 A= 4,774 m <sup>2</sup>



付近見取り図



配 置 図

令和4年度中津市教育委員会の施策について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年5月20日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代



## 令和4年度 中津市教育委員会施策 一覧

施策別基本目標		基本姿勢	施策名	担当課
1	学びたい教育のまちづくり (学校教育)	小・中学校教育の充実	1 確かな学力の育成	学校教育課
			2 組織的ないじめ・不登校対策の推進	学校教育課
		小・中学校教育の充実	3 新しい時代に必要な総合力の育成	学校教育課
		幼児教育の充実	4 幼稚園教育内容の充実	学校教育課
		安心安全な学校施設の計画的整備 促進	5 安心安全な学校施設の計画的整備	教育総務課
		学校給食の充実	6 地産地消の推進	体育・給食課
2	学びたい教育のまちづくり (生涯学習・産業教育の推進)	生涯学習の推進	7 生涯学習推進基盤の整備及び公民館、コミュニティーセンターの利用促進	社会教育課
			8 学習機会の拡充と学習効果の活用	社会教育課
			9 新中津市学校の活用	社会教育課
		教育の協働の推進	10 協育による中津の子ども未来創造事業の充実	社会教育課
		生涯学習センター「まなびん館」の充実	11 生涯学習センター事業の推進	社会教育課
		産業教育の推進	12 体験学習・遠隔講座等を通じた未来を広げるキャリア教育の推進	学校教育課
			13 多様な体験の場の活用	社会教育課
		図書館の充実	14 図書館機能の充実	小幡記念図書館
15 読書活動の推進	小幡記念図書館			
3	学びたい教育のまちづくり (文化・スポーツの推進)	スポーツの振興	16 生涯スポーツの推進	体育・給食課
			17 競技力向上及びジュニアの育成	体育・給食課
			18 市民ニーズに応えるスポーツ施設の整備や多機能多目的な施設利用	体育・給食課
		文化・芸術活動の推進	19 文化施設の充実	社会教育課
			20 文化芸術活動の推進	社会教育課
		歴史と文化の伝承	21 文化財調査の充実と保護の促進	社会教育課
			22 文化財整備・活用の推進	社会教育課
23 博物館を核とした中津市の魅力発信	社会教育課			
4	学びたい教育のまちづくり (教育委員会活動の充実)	教育委員会活動の充実	24 教育委員会の機能強化	教育総務課

## 5月 教育委員会 報告

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日(日)	10:00	GWは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	
2日(月)	10:00	GWは「なかはく」で遊ぼう!(臨時開館)	歴史博物館	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
3日(火)	10:00	GWは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	
4日(水)	10:00	GWは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	
5日(木)	10:00	GWは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	
6日(金)	:			
7日(土)	14:00	上映会(児童) 「ファン&ファンシーフリー」	小幡記念図書館 視聴覚室	
8日(日)	11:00	講座「ほとけさまのかたち」	歴史博物館	
	15:00	「やばのみほとけ」ギャラリートーク	歴史博物館	
9日(月)	10:00	春のおたのしみおはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 研修室	
10日(火)	:			
11日(水)	15:00	教育課程研究協議会総会	各会場	
12日(木)	:			
13日(金)	:	校長面談 I (~19日)		校長による学校経営ビジョン、目標、方策等の説明、共有
14日(土)	:	国際ソブチミストお茶会	歴史博物館	
	14:00	上映会(一般) 「荒野にて」	小幡記念図書館 視聴覚室	
15日(日)	10:00	古代ウォーク	長者屋敷官衙遺跡	
	10:00	O-Labo	歴史博物館	
	10:00	第27回八面山スケッチ大会	八面山野外音楽堂周辺	5才~86才まで89名の参加
	10:00	キッチンカー招致(試行販売)	小幡記念図書館 駐輪場前	
16日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
17日(火)	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティーセンター	
	14:00	定例校長会議	研修室	学力向上対策、情報活用育成、コロナ対応、生徒指導、不登校対応等
18日(水)	10:30	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館 視聴覚室	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館 視聴覚室	
	15:00	いじめ問題対策連絡協議会	大会議室	医師、弁護士、警察、児童相談所等と方針や情報の共有、連携確認
19日(木)	15:30	小・中・高等学校及び短期大学等連絡協議会	文化会館	市内教育機関の相互連携、授業交流、神戸大学の出前講座等
20日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	
	15:30	中津市奨学金選考委員会	研修室	
21日(土)	10:00	講座「みぢかなほとけさまー石仏に中世を読むー」	歴史博物館	
	14:00	上映会(一般) 「岩合光昭の世界ネコ歩き」	小幡記念図書館 視聴覚室	
	10:00	キッチンカー招致(試行販売)	小幡記念図書館 駐輪場前	
22日(日)	10:00	キッチンカー招致(試行販売)	小幡記念図書館 駐輪場前	
23日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
	10:00	臨時議会		
	14:00	「おおいた教育の日」推進協議会総会	コンパルホール	R4. 11. 1中津大会
24日(火)	:	「画水会」展示(6月19日まで)	歴史博物館	
	13:00	大分県市町村教育委員会連合会総会	国東市	
25日(水)	10:00	日本遺産推進協議会総会	新中津市学校	
26日(木)	14:00	「不滅の福澤プロジェクト」推進委員会	新中津市学校	
27日(金)	:			
28日(土)	14:00	上映会(児童) 「おしりたんてい16」	小幡記念図書館 視聴覚室	
	15:00	講座「ほとけさまのお手本ー画像抄入門ー」	歴史博物館	
29日(日)	:			
30日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
31日(火)	:			

## 6月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(水)	:				
2日(木)	:				
3日(金)	:	中津市中学校総合体育大会	各会場	学校教育課	
4日(土)		中津市中学校総合体育大会	各会場	学校教育課	
	10:00	O-Labo	歴史博物館	大分県教育委員会	
	14:00	上映会(一般) 「ミナリ」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
5日(日)	10:00	「やばのみほとけ」ギャラリートーク	歴史博物館	歴史博物館	
6日(月)	:	市議会開会			
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
7日(火)	:				
8日(水)	:				
9日(木)	:				
10日(金)	:				
11日(土)	14:00	上映会(児童) 「ふしぎ駄菓子屋銭天堂3」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
12日(日)	:				
13日(月)	:	市議会一般質問(16日まで)			
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
14日(火)	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業 「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニ ティーセンター	小幡記念図書館	
15日(水)	10:30	赤ちゃんおはなし会(2部開催) ※2部:11:00～	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
16日(木)	:	中津市中学校総合体育大会(相撲)	各会場	学校教育課	
17日(金)	:				
18日(土)	:				
19日(日)	11:00	なかはくマルシェ	歴史博物館	歴史博物館	
20日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
21日(火)	:	市議会議案質疑			
22日(水)	:	市議会教育建設委員会			
23日(木)	:				
24日(金)	13:30	定例教育委員会	研修室	教育総務課	教育長他
25日(土)	14:00	上映会(一般) 「スパイの妻」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
26日(日)	:				
27日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
28日(火)	:				
29日(水)	:				
30日(木)	:	市議会閉会			